

# 神戸市立塩屋中学校PTA規約(改定案)

【令和3年度版】

※下線部が改正箇所です。

第3号議案

第1章 名 称	第1条 この会は神戸市立塩屋中学校PTA(以下「会」という)といい事務所を神戸市立塩屋中学校(以下「本校」という)に置く。	
第2章 目的および事業	第2条 この会は保護者と教職員が協力して次の目的を達成するための事業を行う。 1. 子どもの幸せを守るために家庭と本校との緊密な連携を構築し、よって生徒の健全な育成をはかる。 2. 家庭・本校における教育環境をよくする。 3. 会員相互の親睦をはかり教養を高めることに努める。 4. 校区各地域の教育水準を高めることに努める。 5. その他、この会の目的達成に必要な事業。	第7章 役 員 第7条 この会に次の役員を置く。 1. 会 長 1名 会員の保護者 2. 副会長 3名以内 会員の保護者 3. 書 記 4名以内 会員の保護者と教職員 4. 会 計 3名以内 会員の保護者と教職員
第3章 運 営 方 針	第3条 この会は教育を本旨とする任意の民主的団体として運営する。そのために基本方針を次のように決める。 1. 教育・文化・福祉のために活動する団体及び機関と第2条に定める範囲で必要に応じて連携する。 2. 本校の人事その他経営に干渉しない。 3. 特定の政党や宗教に片寄ることなく、またもっぱら営利を目的とするような行動は行わない。 4. 会の名や役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。	第8条 役員は選出は次の通りとする。 1. 候補者の選考にあたっては、あらかじめ候補者の同意を得なければならない。 2. 役員は総会において承認される。 3. 役員が欠けた時、または諸事情により円滑に職務を行うことができない場合には役員を補充することができる。 ①補充する役員は会長が候補者を推薦し、運営委員会において承認する。 ②役員が補充された場合は速やかに全会員に報告し、次の総会において承認を得るものとする。
第4章 会 員 の 資 格	第4条 1. この会は次の各号に定める会員有資格者で、第3項に定める会員資格取得にかかる意思及び同意事項について否の表明を行わなかったもの(以下「会員」という)をもって構成する。 ①本校に在籍又は入学が決定している生徒の父母またはこれに代わる保護者(以下「保護者」という)。ただし第15条に定める会計監査委員は1年間に限り卒業生の保護者であっても資格を有するものとする。 ②本校に勤務する教職員。 2. 会は、会員資格にかかる同意事項(会員の情報取扱及び会費の徴収方法)について予め本校と協議しその手法等について定める。 3. <u>会員有資格者は、会員資格取得の意思表示及び前項に定める同意事項について、会が予め配付する同意確認文書を前年度に行われる新入生学校説明会の日に提出し同意又は非同意の意思を表明する。</u> 4. <u>前項に定める意思表示において、当該年度の総会までに会員有資格者より同意確認文書の提出がなかった場合は否の意思表示がなかったものとみなす。</u> 5. <u>会員は総会以降に文書で否の意思表示を行うことができる。但し、否の表明を行う場合には別途定める退会届の提出を必要とする。</u> 6. <u>会は、前項の場合における手続について定める。</u>	第9条 役員は任期及び職務は次の通りとする。 1. 役員は任期は原則1年とする。また補充された役員は任期は他の役員は残余の任期とする。但し再任を妨げない。 2. 新たに役員が選出されるまで役員は引き続きその職務を行う。 3. 役員は別に掲げる職務の他必要に応じ会が開催する会議に出席し意見を述べることができる。 4. 役員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。 5. <u>役員は職務上知り得た前項以外の個人情報について第2条に定める目的で利用する場合は必ず当事者の了解を得るものとし、同条に定める目的以外に利用してはならない。</u> 6. <u>前二項の規定は役員を退いた後も同様とする。</u>
第5章 総 会	第5条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高決議機関であり、次の職務を行う。 1. 役員及び会計監査委員の承認。会の予算・決算・年度事業計画その他重要な事柄を決定する。 2. 総会は定期総会と臨時総会に分ける。定期総会は毎年5月中旬までに開く。臨時総会は運営委員会が必要と認めた時、または会員の4分の1以上の要求があった時に開くことができる。 3. 総会の議決は出席した会員の過半数で決める。 4. 緊急又はやむを得ない事情が生じ、かつ役員が過半数が必要と認めた場合には、総会を書面により開催することができる。この場合、議案の議決権行使は議決権行使書により行い、議決は前項に準ずるものとし、議決権行使書の未提出又は白紙提出は「賛成」とみなすものとする。	第10条 会長は次の職務を行う。 1. この会を代表し、一切の職務を統括する。 2. 総会及び運営委員会等を招集する。 3. この会の資産を管理する。
第6章 運 営 委 員 会	第6条 1. 運営委員会は次の職務を行う。 ①会全体の事業計画を立案する。 ②総会に提出される議案を調整する。 ③特別な事柄について必要に応じ特別委員会を設置する。 ④その他会運営に関する必要な事項を処理する。 2. 運営委員会は役員、校長及び教職員代表によって構成する。	第11条 副会長は次の職務を行う。 会長を補佐し、会長が欠けた時、または事故ある時にその職務を代行する。 第12条 書記は次の職務を行う。 1. 総会及び運営委員会の議事並びに、この会の活動に関する重要事項を記録する。 2. 記録・通信その他の書類を保管する。 3. 会長の指示に従ってこの会の庶務を行う。 第13条 会計は次の職務を行う。 1. 総会で決定した予算に基づき会長の指示に従って、一切の会計事務を処理する。 2. 予算の立案に協力する。 3. 会計簿を保管し会員の閲覧に供する。 4. 会計監査を受けて総会で会員に報告する。
第8章 会 計 監 査 委 員	第15条 1. この会に2名の会計監査委員を置く。 2. 会計監査委員は必要に応じて会計の監査を行う。 3. 会計監査委員の選出は役員は選出に準じて行う。 4. 会計監査委員の任期は原則1年とする。但し再任を妨げない。	第14条 この会に顧問及び参与を置く事ができる。 1. 顧問は運営委員会の承認を得て、毎年会長が委嘱する。 2. 前会長は顧問として就任し、必要に応じて歴代会長に委嘱するものとする。 3. 顧問は会長の諮問に応じたり、総会 <u>その他の会議</u> に出席して意見を述べることができる。 4. 学校長は参与としてこの会の各委員会に出席して意見を述べることができる。

第9章 活動及び特別委員会

- 第16条 1. この会の事柄について企画、提案、調査研究、または実施するために行う業務は主に次に掲げるものとする。  
①ベルマーク収集及び集計に関する業務  
②正門前の花壇手入れに関する事(ガーデニング)  
③制服のゆずり合い・募金活動に関する業務  
④卒業式の準備に関する業務  
⑤本校行事の支援に関する業務  
⑥PTA事業参加に関する業務  
⑦地域活動に関する業務  
⑧その他PTA活動として必要であると運営委員会で認められた業務

- 第17条 1. 特別な事柄について必要ある時は第6条第1項第4号に基づき特別委員会を設置する事ができる。  
2. 特別委員会の構成人員、選考方法及び活動内容については同委員会が設置された際協議し定める。

第10章 経 理

- 第18条 この会の経費は、会費、寄付金その他の収入によって賄われる。
- 第19条 この会の会員は会費を納める。会費は生徒1名につき年額2500円とする。
- 第20条 この会の経理は総会において決議された予算に基づいて行われる。
- 第21条 この会の会計報告は会計監査委員の監査を経て総会にて承認を受ける。
- 第22条 特別に費用を集める時は運営委員会において定め、総会の承認を受ける。
- 第23条 会費を納める事が困難であり、またはやむを得ないと認められる場合はその金額を減額、または免除することができる。
- 第24条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する。
- 第25条 この会の経理は10月に中間監査を受け、決算は会計年度終了後速やかに会計監査を受ける。
- 第26条 会計監査の結果は総会で報告され承認を受ける。

第11章 補 則

- 第27条 この会の規約を改める時は総会にはかる。
- 第28条 1. この会の運営に必要な内規・細則は運営委員会にて決める事が出来る。  
2. 前項に基づき決定された内規・細則は速やかに全会員に報告しなければならない。
- 第29条 会費に変更がない場合は総会を待たずに会費を徴収することができる。

附則

この規約は昭和50年5月21日より実施する。

- (昭和51年 3月31日 一部改正)  
(昭和56年 5月 1日 一部改正)  
(昭和59年 4月27日 一部改正)  
(昭和61年 4月30日 一部改正)  
(平成 2年 5月 1日 一部改正)  
(平成 3年 5月 1日 一部改正)  
(平成 5年 5月 1日 一部改正)  
(平成 6年 4月30日 一部改正)  
(平成14年 5月 2日 一部改正)  
(平成20年 2月18日 一部改正)  
(平成21年 2月18日 一部改正)  
(平成21年10月24日 一部改正)  
(平成24年 1月25日 一部改正)  
(平成27年 4月24日 一部改正)  
(平成28年 2月 4日 一部改正)  
(平成31年 4月26日 一部改正)  
(令和 2年 1月 9日 一部改正)  
(令和 2年 4月24日 一部改正)

ただし、第5条第4項の規定については、令和2年4月1日から適用するものとする。

(令和 3年 1月 8日 一部改正)

ただし、第4条(第5項を除く)の規定については、令和3年度の新入生から適用するものとし、令和3年1月8日時点での在校生の保護者については、同条に定める同意書及び退会届について、同日開催の臨時総会での承認後利用可能とする。